



令和3年度 宇宙活動法に関する 事業者向け説明会

令和4年1月28日（金）

内閣府宇宙開発戦略推進事務局
宇宙活動法担当

(1) 直近の法令・ガイドライン改正等について

(1-1) 宇宙資源法の施行

衛星管理

(1-2) 賠償措置額に係る法律施行規則の改正等

打上げ

(1-3) 軌道上サービスに係るガイドラインの策定

衛星管理

打上げ

主に人工衛星等の打上げに係る許可等に関わる項目

衛星管理

主に人工衛星の管理に係る許可等に関わる項目

共通

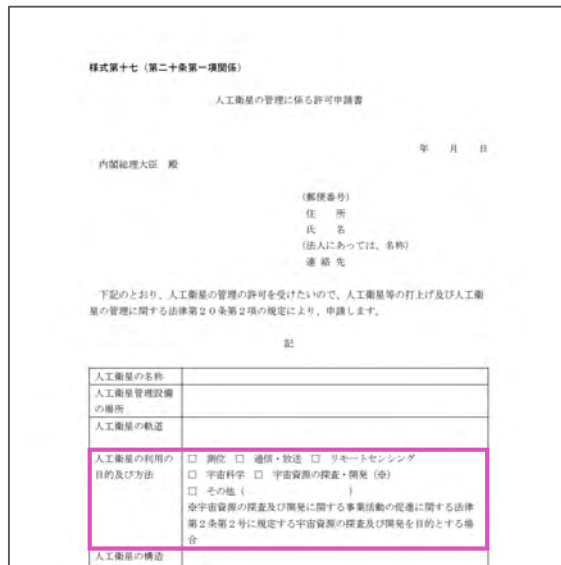
両者に関わる項目

(1-1) 宇宙資源法の施行

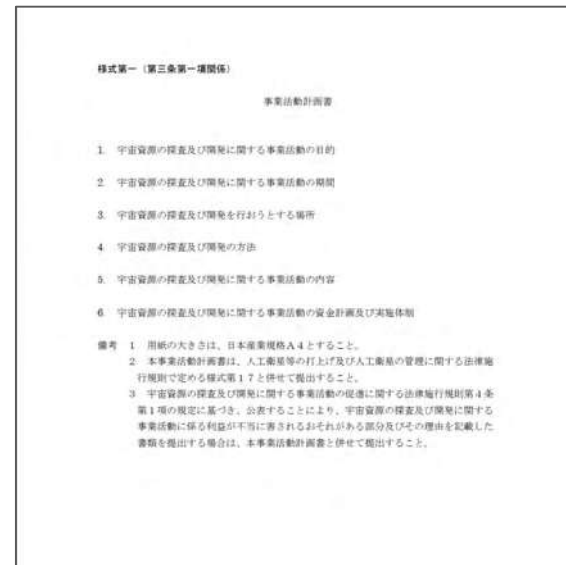
- 令和3年6月『宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（宇宙資源法）』が成立、同年12月23日に施行しました。
- 宇宙資源の探査及び開発を人工衛星の利用の目的（専ら科学的調査として又は科学的調査のために行うものを除く。）として行う人工衛星の管理に係る宇宙活動法第20条第1項の許可を受けようとする者は、申請にあたって宇宙活動法第20条に基づく「人工衛星の管理に係る許可」に関する申請書に併せて事業活動計画を記載する（宇宙資源法様式1）必要があります。
- なお、宇宙資源法の施行に伴い、宇宙活動法様式17「人工衛星の管理に係る許可申請書」の「人工衛星の利用の目的及び方法」の選択肢を変更したため、**宇宙資源の探査及び開発を目的としない申請者においても最新の申請書を使用下さい。**



宇宙資源法に関する申請受付について
<https://www.8.cao.go.jp/space/application/resource/application.html>



宇宙活動法
 様式17「人工衛星の管理に係る許可申請書」



宇宙資源法
 様式1「事業活動計画書」

(1-2) 賠償措置額に係る法律施行規則の改正等

1. 施行規則の中で、「賠償措置額」は打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所等を勘案し、財務大臣と協議して定める旨を規定しました。
2. 施行規則の中で、必要に応じて「賠償措置額」の算定に必要なとなる資料の提出を求める旨を規定しました。
3. 施行規則の中で、新たに定めた「賠償措置額」を告示する旨を規定しました。
4. 告示の中で、打上げ用ロケットと打上げ場所の組合せごとに「賠償措置額」を規定しました。

ロケットの種類	H2A202	H2A204	イプシロン
打上げ施設	種子島	種子島	内之浦
賠償措置額	60億円	84億円	30億円

ロケットの種類	H3-30	H3-22	H3-24	カイロス
打上げ施設	種子島	種子島	種子島	紀伊
賠償措置額	69億円	99億円	135億円	24億円

軌道上サービスに関するガイドラインの位置づけ及び意義

- 軌道上サービスとは、ある人工衛星が軌道上に存在する他の人工衛星等を対象として、補給、点検、交換、修理・補修、機能付加等のために意図的に干渉する行為、又は管理を終了する人工衛星等若しくはスペースデブリを軌道から移動させて除去する行為をいう。
- 軌道上サービスを実施する能力のある人工衛星については、無責任に運用すると他の衛星との衝突等の事故を引き起こすリスクがあるほか、悪意を持って運用された場合には、他の衛星等に有害な干渉を加えることも可能であることが懸念されている。
- このため、軌道上サービスに関するルールを宇宙活動法の審査基準のガイドラインとして整備し、それに基づいて内閣府が事業者の計画を許可することにより、国際社会の理解を得つつ、我が国の軌道上サービス事業者の事業活動の安定性の確保や、国際展開の促進を図ることが可能となる。



軌道上サービスに関するガイドラインの概要

関係者・関係国の権利を侵害しないこと

- 対象物体に係る権利者の契約・同意
- 対象物体に適用される登録国の規制に抵触しないこと（登録国側での手続はクライアント事業者が実施）

サービス衛星の構造が適切であること

- 十分な電源及び推進能力
- 姿勢・軌道制御のためのセンサー
- 異常検知・故障分離・安全化を処理できるコマンド・テレメトリ系
- 地上からの追跡を阻害しない塗料等 等

サービス衛星の管理計画が適切であること

- 軌道上における対象物体の状態の把握
- サービス実行宙域の状況把握
- 安全な軌道設定
- 捕獲・結合時の安定運用の確保
- 対象物体の適切な軌道投入（注）
- 段階的な運用段階移行

注 施行規則との整合のため実際は「利用の方法」として規定。

構造・管理計画により安全が確保されていること

- 故障モードの識別とリスク低減
- レーザー照射等に係る安全対策
- サイバー・セキュリティの確保

政府に対してタイムリーな情報提供を行う体制等が整備されていること

- ミッションの詳細の政府への報告
- ミッションの主要事項の公表
- 指定された公的 S S A 組織への軌道暦・マヌーバ情報の提供
- 異常時の情報提供

(2) 申請手続きの流れと申請書作成時の留意点について

(2-1) 一般的な申請の流れ 共通

(2-2) 申請書作成時の留意点 共通

(2-1) 一般的な申請の流れ

事前相談

① 全般的な対話

- プログラムの計画段階や設計段階等における全般的な状況を共有下さい。

② 申請書ドラフトに基づく助言等

- 申請書のドラフトを提示頂き、記述内容に対しての具体的な質疑やコメントのやりとりをさせて頂き、書類の完成度を高めていきます。

詳細後述

申請

- 電子媒体(PDFファイル)で、内閣府宇宙開発戦略推進事務局（以下、事務局）へ電子送付下さい。

許可証発行

- 電子媒体(PDFファイル)で送付致します。

(2-1) 一般的な申請の流れ

事前相談

① 一般的な対話

- プログラムの計画段階や設計段階等における一般的な状況を共有下さい。
- 具体的には、事業者から、下記等の一般的な情報を提供下さい。
 - 人工衛星の管理の場合、人工衛星の目的、軌道、サイズ、構成、展開物、分離結合要素、運用体制、製作スケジュール等 (*)
 - ロケット関連の場合、打上げる人工衛星、規模、構成、射点、燃料や射場で用いる保安物、飛行安全、スケジュール等
- 上記に関するweb会議等を通じて、事務局から、申請書作成に向けた一般的な留意点等について、助言等をさせていただきます。

(*) 以下のような要素を持つ人工衛星の場合は、前広な相談を推奨します。

- 惑星探査
- 子衛星や、他物体を分離する人工衛星
- 他衛星と結合、ランデブする人工衛星
- 制御再突入をさせるもの
- 複数の組織で分担して運用する人工衛星

(2-1) 一般的な申請の流れ

事前相談

② 申請書ドラフトに基づく助言等

- 申請書のドラフトを提示いただき、記述内容に対しての具体的な質疑やコメントのやりとりをさせて頂き、書類の完成度を高めていきます。
- 人工衛星の管理については、以下4点の書類をご提示下さい。
 - 申請書本紙
 - 別紙1 (人工衛星の構造)
 - 別紙2 (運用計画)
 - 添付資料1 (人工衛星の構造に係る基準適合性評価)
- 初度のドラフト版では部分的に空欄の項目があっても結構です。
- 以降、申請書のドラフトに対する質疑修正要請等をメールやweb会議等を通して、書類の更新に向けた助言等をさせて頂きます。

(2-2) 申請書作成時の留意点について

- 様式は最新のものを使用して下さい。



The screenshot shows a web browser window displaying the Japanese Cabinet Office website. The page title is "宇宙活動法に関する申請受付について" (About the application for space activity law). The breadcrumb trail is "内閣府ホーム > 宇宙政策 > 許認可の申請手続き > 宇宙活動法に関する申請受付について". The main heading is "宇宙活動法に関する申請受付について". The text explains that applications for various permits under the Space Activity Law (Act No. 76 of 2016) are accepted, including permits for launching and managing artificial satellites, and liability insurance. It advises applicants to check the related laws and guidelines. A list of links is provided:

- ▶ [人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律\(電子政府の総合窓口 e-Gov\)](#)
- ▶ [人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則\(電子政府の総合窓口 e-Gov\)](#)
- ▶ [人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間\(PDF形式:211KB\)](#)
- ▶ [人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく基準等に関するガイドライン](#)

内閣府HP 宇宙活動法に関する申請受付について

https://www8.cao.go.jp/space/application/space_activity/application.html

(2-2) 申請書作成時の留意点について

- 複数の組織で運用するケースにおいては、責任分担が明確になるように記載して下さい。
 - 人工衛星の機能によって分担するケース
 - 運用フェーズによって、分担するケース（軌道上引き渡し等）
 - 指揮を執る組織と、指揮に基づいて実務を行う組織とで分担するケース
- 人工衛星概要図には寸法を記載して下さい。
- 人工衛星の管理に係る業務を行う役員の氏名（申請者が法人の場合）は、法人の役員の方として下さい。
- 書類にはページ番号を記載して下さい。採番方法は任意ですが、例えば、申請書本紙～別紙1～別紙2までを通し番号、添付資料1は「添1-1」等として頂くと申請書全体として見やすくなります。
- 技術的な機能を説明する部分や、運用体制の役割分担を説明する部分は、主語を省かず、正確で、かつ誤解なく伝わるような表現として下さい。
- 図表の表記と、文章での表記が同じものを表す場合は、表記を統一して下さい。

(3) 許可を受けた後の注意点について

(3-1) 人工衛星等の打上げに係る許可の失効届出書 打上げ

(3-2) 変更の許可の申請を要する代表的な例 共通

(3-3) 人工衛星の管理に係る終了措置届出書 衛星管理

(3-4) 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録 衛星管理

(3-1) 人工衛星等の打上げに係る許可の失効届出書

- 打上げ実施者は人工衛星等の打上げを終えたときには、宇宙活動法第11条（死亡等による許可の失効）に定める届出を打上げ後30日以内に行わなければなりません。この届出を打上げ後30日以内に行わない場合、宇宙活動法第8章の罰則の対象となるため、打上げ実施者においてはご注意ください。
- 関連法令

宇宙活動法第11条（死亡等による許可の失効）

前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなった日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であった個人又は打上げ実施者であった法人を代表する役員

(3-2) 変更の許可の申請を要する代表的な例

- 変更の許可の申請の代表的な例
 - 管理計画の実行に影響を与える人工衛星管理設備の削除や変更
 - 当初申請にはない機器等の追加搭載による人工衛星の構造の変更
- 関連法令（衛星管理）

宇宙活動法第23条（変更の許可等）

第二十条第一項の許可を受けた者（以下「人工衛星管理者」という。）は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項（※以下の枠内）を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

宇宙活動法第20条（許可）

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 人工衛星管理設備の場所（船舶又は航空機に搭載された人工衛星管理設備にあつては当該船舶又は航空機の名称又は登録記号、人工衛星に搭載された人工衛星管理設備にあつては当該人工衛星の名称その他当該人工衛星を特定するものとして内閣府令で定める事項）
- 三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道
- 四 人工衛星の利用の目的及び方法
- 五 人工衛星の構造
- 六 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置（以下「終了措置」という。）の内容
- 七 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画（以下「管理計画」という。）
- 八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって人工衛星の管理を行う者（以下「死亡時代理人」という。）の氏名又は名称及び住所
- 九 その他内閣府令で定める事項

(3-2) 変更の許可の申請を要する代表的な例

● 関連法令（打上げ）

宇宙活動法第7条（変更の許可等）

第四条第一項の許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、同条第二項**第二号から第五号までに掲げる事項（※以下の枠内）**を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があった場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき及び型式別施設安全基準に変更があった場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

宇宙活動法第4条（許可）

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計（第十三条第一項の型式認定を受けたものにあつてはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定の制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定（以下「外国認定」という。）を受けたものにあつては外国認定を受けた旨）

三 打上げ施設の場所（船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号）、構造及び設備（第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあつては、その適合認定番号）

四 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）

五 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

六 その他内閣府令で定める事項

(3-3) 人工衛星の管理に係る終了措置届出書

- 宇宙活動法第28条（終了措置）には、人工衛星管理者は、人工衛星の管理を終了しようとするときは、**あらかじめ**、その旨を内閣総理大臣に届け出ることが規定されています。この届出をあらかじめ行わない場合、宇宙活動法第8章の罰則の対象となるため、人工衛星管理者においては、今一度申請書の終了措置を見直し、適切な終了措置の実行と時間に余裕を持った届出を行うようお願いします。
- 関連法令

宇宙活動法第28条（終了措置）

人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

2 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失う。

(3-4) 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録

- 宇宙物体登録に関する手続きは、主に以下に定める事項が生じた日から30日以内に事務局宛に実施することとしています。
- 新規に打ち上げられた宇宙物体（人工衛星等）の手続きを失念するケースが散見されるのでご注意ください。
 - 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録（新規）
 - 宇宙物体の所有者又は管理者の変更等による宇宙物体登録内容の変更（変更）
 - 宇宙物体の停波又は再突入による宇宙物体登録内容の追記（追記）
- なお、運用軌道への遷移中のため軌道情報が未確定の場合や、軌道に投入された人工衛星と通信を行えないために国際標識番号の特定が行えない場合等、30日以内の手続きが難しい場合には、事務局へご相談下さい。手続きの詳細については『宇宙物体登録に係る届出マニュアル*』をご参照下さい。

* 宇宙物体登録に係る届出マニュアル https://www8.cao.go.jp/space/application/space_activity/documents/manual-spaceobjt.pdf

(3-4) 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録

- 宇宙物体登録の様式*に記入する際は、以下についてご留意下さい。

様式のPart Aについて

- 「COSPAR international designator」欄に記載する国際標識番号は、「西暦4桁ハイフン数字3桁アルファベット」の形式で記載して下さい。(例: 2021-567H)
- 「Territory or location of launch」欄に記載する打上げ場所は、
 - Tanegashima Space Center, Kagoshima, Japan
 - Uchinoura Space Center, Kagoshima, Japan等の形式で記載して下さい。
- 「General function」欄には、何かしら文章で記載して下さい。



UNITED NATIONS REGISTER OF OBJECTS LAUNCHED INTO OUTER SPACE

Registration Information Submission Form (as at 1 January 2010)

Note: This form is available from <http://www.unoosa.org/oosa/SORregister/resources.html>. Please see annex for instructions and definitions. Completed forms should be sent by hardcopy through Permanent Missions to UNOOSA and electronically to sorregister@unoosa.org.

Part A: Information provided in conformity with the Registration Convention or General Assembly resolution 1721 B (XVI)			
New registration of space object (see below for reference sources)	Yes <input type="checkbox"/>	Submitted under the Convention: ST/SG/SER/E/ _____	Check box: UN document number in which previous registration data was distributed to Member States
		Submitted under resolution 1721B: A/AC.105/INF. _____	
Launching State/States/international intergovernmental organization			Under the Registration Convention, only one State of registry can exist for a space object. Please see annex.
State of registry or international intergovernmental organization			
Other launching States (where applicable. Please see attached notes.)			
Designator			
Name			
COSPAR international designator (see below for reference sources)			
National designator/registration number as used by State of registry			
Date and territory or location of launch			
Date of launch (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Territory or location of launch (see below for reference sources)			
Basic orbital parameters			
Nodal period			minutes
Inclination			degrees
Apogee			kilometres
Perigee			kilometres
General function			
General function of space object (if more space is required, please include text in a separate MSWord document)			
Change of status			
Date of decay/reentry/orbit (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Sources of information			
UN registration documents	http://www.unoosa.org/oosa/SORregister/indexstateix.html		
COSPAR international designators	http://nssdc.gsfc.nasa.gov/spacewam/		
Global launch locations	http://www.unoosa.org/oosa/SORregister/resources.html		
Online Index of Objects Launched into Outer Space	http://www.unoosa.org/loos/index.html		

V.09-87779 (E)

0987779

* 宇宙物体登録の様式 (Word ファイル) <http://www.unoosa.org/oosa/en/spaceobjectregister/resources/index.html>

(3-4) 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録

様式のPart Bについて

- 「Launch vehicle」欄に記載する
打上げロケットの名称及び号機数は、
 - H-IIA Launch Vehicle Flight No.**
 - Epsilon Launch Vehicle Flight No.*
 等の形式で記載して下さい。

- 「Other information」欄には、
以下の例のように文章で記載して下さい。

(例) Launching organization is ****.

****には

「Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.」や
「JAXA」等を記載



UNITED NATIONS REGISTER OF OBJECTS LAUNCHED INTO OUTER SPACE

Part B: Additional information for use in the United Nations Register of Objects Launched into Outer Space, as recommended in General Assembly resolution 62/101			
Change of status in operations			
Date when space object is no longer functional (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Date when space object is moved to a disposal orbit (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Physical conditions when space object is moved to a disposal orbit (see COPUOS Space Debris Mitigation Guidelines)			
Basic orbital parameters			
Geostationary position (where applicable, planned/actual)			degrees East
Additional Information			
Websites:			
Part C: Information relating to the change of supervision of a space object, as recommended in General Assembly resolution 62/101			
Change of supervision of the space object			
Date of change in supervision (hours, minutes, seconds optional)	dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Identity of the new owner or operator			
Change of orbital position			
Previous orbital position			degrees East
New orbital position			degrees East
Change of function of the space object			
Part D: Additional voluntary information for use in the United Nations Register of Objects Launched into Outer Space			
Basic information			
Space object owner or operator			
Launch vehicle			
Celestial body space object is orbiting (if not Earth, please specify)			
Other information (information that the State of registry may wish to provide)			
Notions			
Sources of information			
General Assembly resolution 62/101	http://www.unoosa.org/osa/SORRegister/sources.html		
COPUOS Space Debris Mitigation Guidelines	http://www.unoosa.org/osa/SORRegister/sources.html		
Texts of the Registration Convention and relevant resolutions	http://www.unoosa.org/osa/SORRegister/sources.html		